

## やんばる地域フォーミュラリ委員会 設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「やんばる地域フォーミュラリ委員会」と称する。

### (設置)

第2条 北部地区における医師、歯科医師及び薬剤師、その他医療関係者が協同作業を通じて共通の理解と認識を前提に、地域の患者に対して有効性、安全性、経済性などの観点から総合的に最適であると判断され使用すべきと推奨された医薬品集及び使用指針を作成するため、やんばる地域フォーミュラリ委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 北部地区医師会
- (2) 北部地区歯科医師会
- (3) 北部地区薬剤師会
- (4) 沖縄県立北部病院
- (5) 北部地区医師会病院
- (6) 医療行政に関わる施設長

各団体、施設を代表する者を招聘し委嘱する。

- 2 委員会に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を構成員とすることができる。

### (委員会)

第4条 委員会は、原則年2回開催する。ただし、委員が必要と認めた場合には、臨時に開催できるものとする。

### (役員)

第5条 委員会の事業を行うため、以下の役員を置く。

委員長1名、副委員長2名、委員12名以内とする。

### (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。なお、任期中に異動があった場合は、後任者が残存期間を引き継ぐものとする。

(協議事項)

第7条 委員は、次の各号に掲げる事項を協議する

- (1) 北部地区薬剤師会の役員を中心に、沖縄県立北部病院及び北部地区医師会病院の担当薬剤師、北部地区医師会及び北部地区歯科医師会より推薦された者から組織される「やんばる地域フォーミュラリ作業部会」より提出された策提案の協議。
- (2) 一定期間経過した地域フォーミュラリの内容の検討及び見直しに関する事項。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員が必要と認める事項。

(実費弁償)

第8条 委員の実費弁償については、予算の範囲内において支給する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、北部地区薬剤師会に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。